

立花児童館の指定管理者の指定について

1 施設の名称

立花児童館（墨田区立花一丁目27番9号）

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者とする団体

（1）名称

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

（2）所在地

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋I S P タマビル

（3）代表者氏名

代表理事 田嶋 羊子

（4）沿革

平成13年 法人設立

（5）事業の実績（自治体からの受託運営）

ア 本区での実績

平成17年度～ 立川児童館指定管理者

平成18年度～ 立花児童館、八広はなみずき児童館指定管理者

4 選定経過及び選定理由

（1）募集内容

ア 募集期間 令和2年7月21日から令和2年8月31日まで

イ 周知方法 区のお知らせ及び区のホームページに掲載

ウ 応募事業者数 1事業者

（2）選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た事業者について、申請書類等に基づき、評価項目である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

（3）選定理由

審査の結果、選定事業者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、立花児童館の設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

（1）管理運営の方針

立花児童館の設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえるとともに、法人理念でもある「共に生き」「共に育ちあう」地域の創造に向け、幅広い世代を繋ぐ地域の拠点としての運営を行う。

（2）主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

（ア）利用者にとって公平・平等なサービスの提供を行うとともに、必要な場合は直ちに改善する。

（イ）児童館における年代別事業、学童クラブ事業、地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業について、施設の設置目的を達成するための事業を実施する。

（ウ）利用者サービスの向上に向けた取り組みや、意見箱の設置、利用者アンケートの実施等、利用者の意見を館運営に反映させるための様々な取り組みを行う。

（エ）障害のある児童や虐待が疑われる児童等、配慮を必要とする子どもについては、

職員との関わりや関係機関との連携により対応していく。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

(ア) 指定管理料(提案額)：72,190,000円

(イ) 意識的な光熱水費の削減や、備品の日常的なメンテナンス等により、施設管理におけるコストの削減を図る。

(ウ) SNS等多様なコンテンツによる児童館のPRを通して、新規利用者及びリピーターの獲得に向けた様々な取り組みを行う。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

(ア) 子ども・子育て関連施設の従事経験が豊富な職員(館長13年、児童館リーダー10年、学童クラブリーダー15年)を配置する。

(イ) 個人情報保護法及び墨田区個人情報保護条例を遵守する。